

2006年8月29日

事務監査請求に係る個別外部監査結果に対する 対応への申し入れ書

市民ネットワーク 高野晴美 常賀かづ子 山口晴美

小西由希子 長谷川弘美 福谷章子 湯浅美和子

2004年1月に発覚した元県議への税不正免除問題に端を発した市民の直接請求による個別外部監査は、いまだに千葉市の徴税体制を揺さぶり続けています。

8月25日に開催された総務委員会において、上記個別外部監査結果への対応として、「システム監査・事務監査それぞれの改善事項への措置状況」「滞納繰越額及び収納率の修正」「普通交付税の返還等への対応」が示されました。

千葉市の徴税事務に関しては、個別外部監査人をして「おどろくべきひどいシステム」といわせるほど、システムセキュリティのあり方やデータ保存の不備など多くの改善すべき事項がありました。これらは、本来なら監査人の指摘を受けるまでもなく、当然行われていなければならなかったものであることを心にとめ、二度とこのような不祥事を起こさない事務の公正な遂行に務めることを強く求めるものです。

先に示された「収納率の維持を目的に、滞納繰越額の操作が行われていたものと推認する」という財政局の調査報告は、千葉市の徴税制度への信頼を、再び大きく失墜させるものでした。議会・市民に対し偽りの数値による決算・予算の報告をしていたことも露呈しました。このような重大な問題であるにもかかわらず、組織として責任の所在を明らかにしないまま、単に数値を訂正したのみですませることは到底納得できるものではありません。行革インセンティブ算定について不当に受けた交付税の返還・加算金の返還に関しては、総務大臣よりの返還命令が必至と言われています。納付義務は千葉市へ生じるものの、これらの返還に当たって「速やかな返還」のみを重視し、安易に予備費などでまかなうことは許されません。今後の対応に向け以下申し入れます。

1. 総務省からの返還請求が到着後、直ちに総務委員会を開催し、今後の対応について意見をもとめること
2. 第三者性を確保した調査機関を設置し、収納率の維持を目的に行われていた滞納繰越額の操作の全容を明らかにし、責任の所在を明確にすること
3. 交付金の返還に関しては、予備費および専決事項での決済ではなく、補正予算を組み議会での議決を経ること
4. 加算金については、問題の責任関係を明らかにした後、責任者に支払いを命ずること
5. 過去にさかのぼって数値を訂正することを含めた事務の執行に関しては、決算監査以外に、長として監査委員に監査を要求すること
6. 直接請求当事者である「納税者・市民の会」に対して、個別外部監査結果に対する千葉市の対応を説明し、市民への説明責任を果たすこと